

沖縄県禁煙施設認定推進制度実施要綱

(目的)

第1条 本県における健康増進法(以下「法」という。)第25条に基づく受動喫煙防止対策を一層推進し、施設の禁煙化拡大を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 本要綱の対象施設は、別表1に挙げる法第25条に規定する施設及び同条の「その他の施設」として受動喫煙防止対策に係る厚生労働省局長通知「受動喫煙防止対策について」(平成22年2月25日付け健発0225第2号)に規定された施設とする。

(申請)

第3条 認定を希望する施設の管理者は、「沖縄県禁煙施設認定推進制度認定申請書」(第1号様式)を作成の上、県の設置する所轄の保健所長及び那覇市に所在する施設管理者は県健康長寿課長(以下「保健所長等」という。)へ申請を行うものとする。

(禁煙施設の認定)

第4条 保健所長等は禁煙施設認定の申請を行った施設に対し、職員を派遣し、第2項及び第3項に規定する項目について調査させるものとする。

2 施設の禁煙状況

(1) 敷地内完全禁煙

- ア 敷地内が禁煙であることを日常的に使用する全ての出入口に標示している。
- イ 敷地内に灰皿を設置していない。
- ウ 敷地内にタバコの吸殻が落ちていない。

(2) 施設内完全禁煙

- ア 施設内が禁煙であることを日常的に使用する全ての出入口に標示している。
- イ 施設内に灰皿を設置していない。
- ウ 施設外に喫煙可能区域を設置している場合は、喫煙可能区域から施設内へ煙や臭いが流れないようにしている。

3 認定申請を行う施設においては、タバコの販売は行わないものとする。

4 保健所長等は第2項及び第3項の要件を満たす施設を、禁煙の施設に認定された施設(以下、「認定施設」という。)として、調査結果通知(第2号様式)及び「認定証(ステッカー)」(第3号様式)2枚を交付するものとする。

保健所長等は、認定申請した施設が第2項及び第3項の要件を満たしていない場合、その旨を記載した調査結果通知(第2号様式)を送付するものとする。

5 保健所長は認定施設を保健医療部健康長寿課長へ報告するものとする。

6 認定施設の管理者は、前項の認定証を施設の出入口及び室内の見えやすい場所に掲示し、認定施設であることを公示するものとする。

(認定証の再交付)

第5条 施設の管理者は認定証を棄損又は紛失した場合、認定証再交付申請書(第4号様式)を提出することにより、保健所長等から再交付を受けることができるものとする。

(公表)

第6条 保健医療部健康長寿課長は、認定施設について原則として、区分、名称、連絡先等を県ホームページ又はその他の方法で適宜公表し、県民への周知に努めるものとする。

(現況確認・指導)

第7条 保健所長等は認定施設について2年に1度、要綱第4条第2項及び第3項に規定

する認定要件の充足状況について現況調査を行うものとする。また、適宜認定施設の管理者の同意を得て、認定施設について現況確認を行い、必要に応じて指導を行うものとする。現況調査詳細については別に定める。

(認定証の返納)

第8条 認定施設の管理者は、当該施設が閉鎖した場合又は現況確認に応じることができない場合は、認定証返納届(第5号様式)を提出することにより、認定証の返納を行う。

(その他)

第9条 認定施設の管理者は、認定施設の利用者に、本要綱の主旨を踏まえ、適切な利用に努めるよう協力を求めるものとする。

附 則

この要綱は平成18年5月31日より適用する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日より適用する。

別表1 (第2条関係)

- 1 健康増進法第25条に規定された施設
学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁、飲食店
- 2 健康増進法第25条に規定された「その他の施設」(厚生労働省通知)
鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船、など